一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては市長又は区長。次項及び第二条の二から第二条の五までにおいて同じ。）に提出することによつて行うものとする。

2　法第五条第二項の規定による営業の届出は、次の事項を記載した届出書を営業しようとする区域ごとに当該区域を管轄する都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

一～九　（略）

（削る）

3　（略）

（地位の承継の届出）

第二条の二　法第五条の三第二項の規定により譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書をクリーニング所の開設地又は無店舗取次店を営業しようとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一　届出者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

二　営業を譲渡した者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

三　譲渡の年月日

四　クリーニング所又は無店舗取次店の名称

五　クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

2　前項の届出書には、営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付しなければならない。

3　前条の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において、同条中「前条第一項及び第二項」とあるのは「次条第一項」と、「同条第一項及び第二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

（削る）

第二条の三　（略）

2　（略）

3　第二条の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において、同条中「前条第一項及び第二項」とあるのは「第二条の三第一項」と、「同条第一項及び第二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第二条の四　（略）

2　（略）

3　第二条の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において、同条中「前条第一項及び第二項」とあるのは「第二条の四第一項」と、「同条第一項及び第二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第二条の五　（略）

2　（略）

3　第二条の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において、同条中「前条第一項及び第二項」とあるのは「第二条の五第一項」と、「同条第一項及び第二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては市長又は区長。次項及び第二条の二から第二条の四までにおいて同じ。）に提出することによつて行うものとする。ただし、法第五条第一項の届出をした営業者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、第四号及び第六号から第九号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

一～九　（略）

十　ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨

2　法第五条第二項の規定による営業の届出は、次の事項を記載した届出書を営業しようとする区域ごとに当該区域を管轄する都道府県知事に提出することによつて行うものとする。ただし、法第五条第二項の届出をした営業者が当該営業を譲渡したときは、第三号、第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

一～九　（略）

十　ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨

3　（略）

（新設）

（地位の承継の届出）

第二条の二　（略）

2　（略）

3　前条の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において、前条中「前条第一項及び第二項」とあるのは、「第一項」と読み替えるものとする。

第二条の三　（略）

2　（略）

3　第二条の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において、第二条中「前条第一項及び第二項」とあるのは、「第一項」と読み替えるものとする。

第二条の四　（略）

2　（略）

3　第二条の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において、第二条中「前条第一項及び第二項」とあるのは、「第一項」と読み替えるものとする。